

国立大学法人愛知教育大学役員規程

2016年 3月24日
規程第 16号

(趣旨)

第1条 国立大学法人愛知教育大学役員（以下「役員」という。）に関し必要な事項は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(設置)

第2条 国立大学法人愛知教育大学（以下「本法人」という。）に、次の役員を置く。

- (1) 学長
- (2) 理事5人
- (3) 監事2人

2 理事及び監事は、常勤又は非常勤とする。

(学長の職務)

第3条 学長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第3項に規定する職務を行うとともに、本法人を代表し、その業務を総理する。

(学長の選考及び解任)

第4条 学長の選考及び文部科学大臣に対する学長解任の申出は、国立大学法人愛知教育大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）が行う。

2 学長の選考及び解任の手続きは、学長選考・監察会議が別に定める。

(学長の任期)

第5条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は2年とする。

2 6年の在任を終えた学長が引き続き選出された場合の任期は4年とし、引き続き10年を超えて在任することができない。

3 前2項の規定を変更しようとするときは、学長選考・監察会議の議を経なければならない。

4 学長の職員等への復帰等に関する事項は、役員会が別に定める。

(理事の職務)

第6条 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理する。

2 学長に事故があるときは、学長があらかじめ指名する理事が、その職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

3 常勤の理事にあっては、愛知教育大学（以下「本学」という。）の副学長を兼務し、学長の職務を助ける。

(理事の任命)

第7条 理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長が選考し、任命する。

2 学長は、前項の選考を行うに際しては、現に本法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

3 学長は、第1項及び前項の規定により理事を任命したときは、教育研究評議会に速やかに報告し、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(理事の任期)

第8条 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する学長の任期の末日を超えることができない。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、学長が欠員となった場合の理事の任期は後任の学長が就任する日の前日までの間とする。

3 理事に欠員を生じた場合の後任の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事の職員等への復帰等に関する事項は、役員会が別に定める。

(理事の解任)

第9条 学長は、理事が法第16条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、当該理事を解任しなければならない。

2 学長は、理事が次の各号のいずれかに該当するとき、その他理事たるに適しないと認めるときは、

当該理事を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

(3) 理事の職務の執行が適当でないため本法人の業務の実績が悪化した場合であって、その理事に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき。

3 学長は、前2項の規定により理事を解任したときは、遅滞なく文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第10条 監事は、本法人の業務を監査する。

2 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

3 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は本学の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監事の任命)

第11条 監事は、文部科学大臣が任命する。

2 学長は文部科学大臣に監事候補者を推薦するに当たっては、本法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

(監事の任期)

第12条 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第1項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事は、再任されることができる。

(監事の解任)

第13条 監事が法第16条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、文部科学大臣により解任される。

2 監事は、次の各号のいずれかに該当するとき、その他監事たるに適しないと文部科学大臣が認めるときは、解任されることがある。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

(役員の報酬等)

第14条 役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 本法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、法人の業務の実績及び中期計画に関する法第31条第2項第3号の人件費の見積もり、その他の事情を考慮して定められなければならない。

(秘密保持義務)

第15条 役員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員の兼業禁止)

第16条 役員（非常勤の者を除く。）は、在任中任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、役員会の議を経なければならない。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、役員に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、2016年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日において、現に学長及び理事である者の任期は、それぞれ改正後の第5条第1項及び第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（2021年規程第43号）

この規程は、2021年6月23日から施行し、2021年4月1日から適用する。

附 則（2022年規程第5号）

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則（2025年規程第26号）

この規程は、2025年5月13日から施行する。